

令和8年度

杉戸町水道事業
水質検査計画

令和8年3月

令和8年度

杉戸町水道事業水質検査計画

1. 基本方針

安全で良質な水を需要者に供給するとともに、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として計画するものです。また、実施にあたっては水質検査計画並びに検査結果を需要者に公表するものとします。

2. 水道事業の概要

(1) 給水区域

当町は、埼玉県の一部に位置し、本町の東西の両端を江戸川と大落古利根川が流れ、さらに中川・倉松川など多数の中小河川や水路が町内を流下しております。市街地については国道4号線沿い周辺に形成されており、給水人口43,364人、給水量5,197,186^m³で収率91.2%となっています。(令和6年度実績)

(2) 水源の名称及び種別

第8号水源と第9号水源の深井戸(2本)を有しています。

県水の割合は約95.1%、自己水は4.9%を使用しております。

(令和6年度配水量に対する割合実績)

(3) 配水場の名称及び浄水方法

- ・ 第一配水場 (杉戸1丁目1番1号)
- ・ 第二配水場 (大字椿628番地)
- ・ 第三配水場 (大字並塚625番地)
- ・ 第一、第三配水場については県水のみ受水しており、第二配水場は県水受水と、自己水源からの水を急速ろ過機にて、除鉄、除マンガン処理を行っています。

3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

過去3年(令和4年~令和6年度)の水質検査において水質基準値を超えて飲用不適になったことはありませんが、今後も十分な水質管理に努めていきます。

4. 水質検査

(1) 採水場所

① (浄水)

- ・ 第一配水場系 杉戸町杉戸5丁目地内及び第一配水場
- ・ 第二配水場系 杉戸町大字木津内地内及び第二配水場
- ・ 第三配水場系 杉戸町大字下野地内及び第三配水場

②（原水）

・深井戸 第二配水場系 2本

（2）検査項目及び検査頻度

①概要

水質基準項目（52項目）、水質管理目標設定項目（27項目）、要検討項目（46項目）が規定されています。水質管理目標設定項目及び要検討項目には、いずれも水質検査の義務付けはされておりませんが、水道事業の責務である「安全な水道水の供給」の観点から必要と判断される範囲内において水質検査を実施いたします。

②水質基準項目

1. 浄水（表—1）（表—2）

水道法施行規則第15条第1項第1号の規定による検査について各配水場系管末（杉戸5丁目地内、大字木津内地内、大字下野地内）において毎日1回検査します。

水道法施行規則第15条第1項第3号の規定のとおり項目ごと毎月1回、年4回、年1回、発生時期の頻度により検査します。

消毒副生成物（12項目）については年4回実施します。

また、令和8年度より新たに水質基準に加わりましたPFOS及びPFOAにつきましては、第一配水場系及び第三配水場系が県水のみ運用であることから、第一・第三配水場内のみを対象として、年1回検査を実施します。

なお、

第二配水場系は一部原水を使用していることから、他の水質基準項目と同様に、第二配水場内及び第二配水場系末端を対象として、年4回検査を実施します。

2. 原水（表—3）

原水に水質基準は適用されませんが、原水水質の変化を把握することにより適切な浄水処理等が可能となるものであり、町内に設置されている深井戸2本において個々に検査します。

なお、検査項目については、水質基準項目のうち40項目（消毒副生成物、味を除く）及び嫌気性芽胞菌を年1回、指標2菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）を年3回検査します。

③水質管理目標設定項目（表—4）

水質基準は適用されませんが、水質管理目標設定項目（26項目）のうち農薬類（115種類）の検査について、町内で使用される農薬の使用実態を勘案し、10種類の農薬物質について検査します。

なお、PFOS及びPFOAにつきましては、令和8年度より、水質基準

項目として新たに追加されたことから、当該項目からは削除します。

④要検討項目（表―5）

設定項目のうち住民の関心が高いダイオキシン類については、地下水を汲み上げ浄化している1地点で年1回実施します。

⑤その他

福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質の対応について、県水については埼玉県企業局の測定結果を注視します。

また、自己水源については、浄水について年4回検査を実施します。

5. 臨時の水質検査

給水開始前の水質検査は配水施設以外の水道施設または配水池の新設、増設または改造した場合に給水前に行う検査であり、水質基準全項目及び残留塩素の検査を行います。

また、臨時の水質検査は以下のような場合に行われる水質検査で水質基準全項目が基本となりますが、明らかに検査の必要がないと判断できる場合は検査を省略します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法（自己検査／委託検査）

定期及び臨時の水質検査は水道法第20条第3項に係る厚生労働大臣の登録を受けた機関に委託します。

また、水道法施行規則第15条第1項第1号による毎日検査項目（残留塩素等）についても委託により検査をします。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画及び水質検査結果については、毎年上下水道課窓口、町ホームページなどにより公表します。

8. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価

水質基準は、水道により供給される水（基本的に給水栓の水）すべてにおい

て満たすべき水質上の要件であり、いかなる項目についても、その検査の結果、基準を超えた場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。

また、基準値超過が継続すると判断した場合には、確認のため、直ちに再検査を行います。

(2) 水質検査の精度と信頼性保証

委託検査機関に対し、当該年度の内部精度管理と外部精度管理の報告を提出させるものとします。

(3) 関係者との連携に関する事項

水道水の安全性を確保し、良質な水道水を供給するために国・県などの関係機関と連携を取ります。

また、関係する業者等のリストを作成し、緊急時の連絡体制を明確にしておきます。

令和8年度水質検査地点と検査頻度

表一

(浄水)

地点 第一配水場系末端及び配水場 (県水)

第三配水場系末端及び配水場 (県水)

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査
基01	一般細菌	○		
基02	大腸菌	○		
基03	カドミウム及びその化合物			
基04	水銀及びその化合物			
基05	セレン及びその化合物			
基06	鉛及びその化合物			
基07	ヒ素及びその化合物			
基08	六価クロム化合物			
基09	亜硝酸態窒素			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○	
基12	フッ素及びその化合物			
基13	ホウ素及びその化合物			
基14	四塩化炭素			
基15	1,4-ジオキサン			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			
基17	ジクロロメタン			
基18	テトラクロロエチレン			
基19	トリクロロエチレン			
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)			○(※)
基21	ベンゼン			
基22	塩素酸		○	
基23	クロロ酢酸		○	
基24	クロロホルム		○	
基25	ジクロロ酢酸		○	
基26	ジブロモクロロメタン		○	
基27	臭素酸		○	
基28	総トリハロメタン		○	
基29	トリクロロ酢酸		○	
基30	ブロモジクロロメタン		○	
基31	ブロモホルム		○	
基32	ホルムアルデヒド		○	
基33	亜鉛及びその化合物			
基34	アルミニウム及びその化合物			
基35	鉄及びその化合物			
基36	銅及びその化合物			
基37	ナトリウム及びその化合物			
基38	マンガン及びその化合物			
基39	塩化物イオン	○		
基40	カルシウム、マグネジウム等(硬度)			○
基41	蒸発残留物			○
基42	陰イオン界面活性剤			
基43	ジェオスミン			
基44	2-メチルイソボルネオール			
基45	非イオン界面活性剤			
基46	フェノール類			
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		
基48	pH値	○		
基49	味	○		
基50	臭気	○		
基51	色度	○		
基52	濁度	○		

※ 第一・第三配水場系は県水のための運用のため、配水場内のみを対象として検査を行います。

令和8年度水質検査地点と検査頻度

表-2

(浄水)

地点 第二配水場系末端及び配水場 (県水・深井戸)

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査
基01	一般細菌	○		
基02	大腸菌	○		
基03	カドミウム及びその化合物		○	
基04	水銀及びその化合物		○	
基05	セレン及びその化合物		○	
基06	鉛及びその化合物		○	
基07	ヒ素及びその化合物		○	
基08	六価クロム化合物		○	
基09	亜硝酸態窒素		○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○	
基12	フッ素及びその化合物		○	
基13	ホウ素及びその化合物		○	
基14	四塩化炭素		○	
基15	1,4-ジオキサン		○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○	
基17	ジクロロメタン		○	
基18	テトラクロロエチレン		○	
基19	トリクロロエチレン		○	
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		○	
基21	ベンゼン		○	
基22	塩素酸		○	
基23	クロロ酢酸		○	
基24	クロロホルム		○	
基25	ジクロロ酢酸		○	
基26	ジブロモクロロメタン		○	
基27	臭素酸		○	
基28	総トリハロメタン		○	
基29	トリクロロ酢酸		○	
基30	ブロモジクロロメタン		○	
基31	ブロモホルム		○	
基32	ホルムアルデヒド		○	
基33	亜鉛及びその化合物		○	
基34	アルミニウム及びその化合物		○	
基35	鉄及びその化合物		○	
基36	銅及びその化合物		○	
基37	ナトリウム及びその化合物		○	
基38	マンガン及びその化合物		○	
基39	塩化物イオン	○		
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○	
基41	蒸発残留物		○	
基42	陰イオン界面活性剤		○	
基43	ジェオスミン			○
基44	2-メチルイソボルネオール			○
基45	非イオン界面活性剤		○	
基46	フェノール類		○	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		
基48	pH値	○		
基49	味	○		
基50	臭気	○		
基51	色度	○		
基52	濁度	○		

令和8年度水質検査地点と検査頻度

表一3

(原水)
地点 第二配水場系 第8・9号水源

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査
基01	一般細菌			○
基02	大腸菌			○
基03	カドミウム及びその化合物			○
基04	水銀及びその化合物			○
基05	セレン及びその化合物			○
基06	鉛及びその化合物			○
基07	ヒ素及びその化合物			○
基08	六価クロム化合物			○
基09	亜硝酸態窒素			○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○
基12	フッ素及びその化合物			○
基13	ホウ素及びその化合物			○
基14	四塩化炭素			○
基15	1,4-ジオキサン			○
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○
基17	ジクロロメタン			○
基18	テトラクロロエチレン			○
基19	トリクロロエチレン			○
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)			○
基21	ベンゼン			○
基22	塩素酸			
基23	クロロ酢酸			
基24	クロロホルム			
基25	ジクロロ酢酸			
基26	ジブロモクロロメタン			
基27	臭素酸			
基28	総トリハロメタン			
基29	トリクロロ酢酸			
基30	ブロモジクロロメタン			
基31	ブロモホルム			
基32	ホルムアルデヒド			
基33	亜鉛及びその化合物			○
基34	アルミニウム及びその化合物			○
基35	鉄及びその化合物			○
基36	銅及びその化合物			○
基37	ナトリウム及びその化合物			○
基38	マンガン及びその化合物			○
基39	塩化物イオン			○
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○
基41	蒸発残留物			○
基42	陰イオン界面活性剤			○
基43	ジェオスミン			○
基44	2-メチルイソボルネオール			○
基45	非イオン界面活性剤			○
基46	フェノール類			○
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)			○
基48	pH値			○
基49	味			
基50	臭気			○
基51	色度			○
基52	濁度			○
	嫌気性芽胞菌		○	
	大腸菌(定性)		○	

水質管理目標設定項目

表-4

(浄水)
地点 第二配水場 採水 (農薬類)

番 号	項 目	目 標 値 (mg/l)	年1回検査
目01	アンチモン及びその化合物	0.02以下	
目02	ウラン及びその化合物	0.002以下(P)	
目03	ニッケル及びその化合物	0.02以下	
目04	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	
目05	トルエン	0.4以下	
目06	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	
目07	亜塩素酸	0.6以下	
目08	二酸化塩素	0.6以下	
目09	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(P)	
目10	抱水クロラール	0.02以下(P)	
目11	農薬類	(検出値と目標値の比を和として) 1以下	○
目12	残留塩素	1以下	
目13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上～100以下	
目14	マンガン及びその化合物	0.01以下	
目15	遊離炭酸	20以下	
目16	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3以下	
目17	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02以下	
目18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	
目19	臭気強度(TON)	3以下	
目20	蒸発残留物	30以上～200以下	
目21	濁度	1度以下	
目22	pH値	7.5程度	
目23	腐食性(ランゲリア指数)	-1～0	
目24	従属栄養細菌	2,000集落以下/(ml)	
目25	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	
目26	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	

(P): 暫定

内 訳 農薬類(目11)

目11	農 薬 類	目 標 値 (mg/l)	年1回検査
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	○
21	エトフェンプロックス	0.08	○
27	カフェンストロール	0.008	○
34	グリホサート	2	○
45	ジクワット	0.01	○
53	シメリン	0.03	○
95	プロモブチド	0.1	○
100	ベンタゾン	0.2	○
102	ベンフラカルブ	0.02	○
109	メタラキシル	0.2	○

要 検 討 項 目

表-5

(浄水)
地点 第二配水場 採水 (ダイオキシン類 検17)

番 号	項 目	目 標 値 (mg/l)	年1回検査
検01	銀及びその化合物	—	
検02	バリウム及びその化合物	0.7以下	
検03	ビスマス及びその化合物	—	
検04	モリブデン及びその化合物	0.07以下	
検05	アクリルアミド	0.0005以下	
検06	アクリル酸	—	
検07	17-β-エストラジオール	0.00008以下(P)	
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002以下(P)	
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5以下	
検10	エピクロロヒドリン	0.0004以下(P)	
検11	塩化ビニル	0.002以下	
検12	酢酸ビニル	—	
検13	2, 4-トルエンジアミン	—	
検14	2, 6-トルエンジアミン	—	
検15	N, N-ジメチルアニリン	—	
検16	スチレン	0.02以下	
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L以下(P)	○
検18	トリエチレンテトラミン	—	
検19	ノニルフェノール	0.3以下(P)	
検20	ビスフェノールA	0.1以下(P)	
検21	ヒドラジン	—	
検22	1, 2-ブタジエン	—	
検23	1, 3-ブタジエン	—	
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01以下	
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5以下	
検26	マイクロキスチン-LR	0.0008以下(P)	
検27	有機すず化合物	0.0006以下(P)	
検28	ブロモクロロ酢酸	—	
検29	ブロモジクロロ酢酸	—	
検30	ジブロモクロロ酢酸	—	
検31	ブロモ酢酸	—	
検32	ジブロモ酢酸	—	
検33	トリブロモ酢酸	—	
検34	トリクロロアセトニトリル	—	
検35	ブロモクロロアセトニトリル	—	
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06以下	
検37	アセトアルデヒド	—	
検38	MX	0.001以下	
検39	キシレン	0.4以下	
検40	過塩素酸	0.025以下	
検41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001以下	
検42	アニリン	0.02以下	
検43	キノリン	0.0001以下	
検44	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02以下	
検45	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2以下	
検46	要検討PEAS	—	

(P): 暫定

農薬類一覧(1/2)

項目	目 標 値 (mg/l)	
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05
2	2, 2-DPA(ダラボン)	0.08
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02
4	EPN	0.004
5	MCPA	0.005
6	アシュラム	0.9
7	アセフェート	0.006
8	アトラジン	0.01
9	アニロホス	0.003
10	アミラズ	0.006
11	アラクロール	0.03
12	イソキサチオン	0.005
13	イソフェンホス	0.001
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3
16	イプフェンカルバゾン	0.002
17	イプロベンホス(IBP)	0.09
18	イミノクタジン	0.006
19	インダノファン	0.009
20	エスプロカルブ	0.03
21	エトフェンブロックス	0.08
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01
23	オキサジクロメホン	0.02
24	オキシ銅(有機銅)	0.03
25	オリサストロピン	0.1
26	カズサホス	0.0006
27	カフェンストール	0.008
28	カルタップ	0.08
29	カルバリル(NAC)	0.02
30	カルボフラン	0.0003
31	キノクラミン(ACN)	0.005
32	キャプタン	0.3
33	クミルロン	0.03
34	グリホサート	2
35	グルホシネート	0.02
36	クロメプロップ	0.02
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001
38	クロルピリホス	0.003
39	クロロタロニル(TPN)	0.05
40	シアナジン	0.001
41	シアノホス(CYAP)	0.003
42	ジウロン(DCMU)	0.02
43	ジクロベニル(DBN)	0.03
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008
45	ジクワット	0.01
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 ^{*1}
48	ジチオピル	0.009
49	シハロホップブチル	0.006
50	シマジン(CAT)	0.003
51	ジメタメトリン	0.02
52	ジメトエート	0.05
53	シメトリン	0.03
54	ダイアジノン	0.003
55	ダイムロン	0.8
56	ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01 ^{*2}
57	チアジニル	0.1

*¹: 二硫化炭素として *²: メチルイソチオシアネートとして

農薬類一覧(2/2)

	項 目	目 標 値 (mg/l)
58	チウラム	0.02
59	チオジカルブ	0.08
60	チオファネートメチル	0.3
61	チオベンカルブ	0.02
62	テフリルトリオン	0.002
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
64	トリクロピル	0.006
65	トリクロルホン(DEP)	0.005
66	トリシクラゾール	0.1
67	トリフルラリン	0.06
68	ナプロパミド	0.03
69	パラコート	0.01
70	ピペロホス	0.0009
71	ピラクロニル	0.01
72	ピラゾキシフェン	0.004
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
74	ピリダフェンチオン	0.002
75	ピリプチカルブ	0.02
76	ピロキロン	0.05
77	フィプロニル	0.0005
78	フェントロチオン(MEP)	0.01
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
80	フェリムゾン	0.05
81	フェンチオン(MPP)	0.006
82	フェントエート(PAP)	0.007
83	フェントラザミド	0.01
84	フサライド	0.1
85	ブタクロール	0.03
86	ブタミホス	0.02
87	ブプロフェジン	0.02
88	フルアジナム	0.03
89	プレチラクロール	0.05
90	プロシミドン	0.09
91	プロチオホス	0.007
92	プロピコナゾール	0.05
93	プロピザミド	0.05
94	プロベナゾール	0.03
95	プロモブチド	0.1
96	ベノミル	0.02
97	ベンシクロン	0.1
98	ベンゾピシクロン	0.09
99	ベンゾフェナップ	0.005
100	ベンタゾン	0.2
101	ベンディメタリン	0.3
102	ベンフラカルブ	0.02
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01
104	ベンフレセート	0.07
105	ホスチアゼート	0.005
106	マラチオン(マラソン)	0.7
107	メコプロップ(MCPP)	0.05
108	メソミル	0.03
109	メタラキシル	0.2
110	メチダチオン(DMTP)	0.004
111	メトミノストロピン	0.04
112	メトリブジン	0.03
113	メフェナセツト	0.02
114	メプロニル	0.1
115	モリネート	0.005

第一配水場系

法令に基づく水質検査
水質検査表(1) 水質基準

…水道法に基づき、水質検査を省略できない項目

項目 NO	水質基準項目	基準値 (mg/l)	R4	R5	R6	基準値との比較及び 検査頻度の減少理由			基本頻度	検査回数の減	検査頻度
			最高値	最高値	最高値	①	②	③			
基01	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0				1回/月	不可	1回/月
基02	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出						
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	—	—			●			
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	—	—			●			
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基08	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満			●			
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	—	—	●					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.003					不可	1回/3月
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.3	2.34	2.10						
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.10	—	—			●			
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.10未満	—	—			●			
基14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	—	—			●			
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	—	—			●			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	—	—			●			
基17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	—	—			●			
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	—	—	—			●			
基21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	—	—			●	1回/3月		1回/3年
基22	塩素酸	0.6以下	0.07	0.06未満	0.13					不可	1回/3月
基23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満						
基24	クロロホルム	0.06以下	0.010	0.018	0.016						
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.009	0.007	0.010						
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.006	0.005	0.005						
基27	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基28	総トリハロメタン	0.1以下	0.026	0.036	0.029						
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.008	0.010	0.008						
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.010	0.012	0.010						
基31	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満						
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.003	—	—			●			
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	—	—			●			
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	—	—			●			
基36	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	—	—			●			
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.2	—	—			●			
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満	—	—			●			
基39	塩化物イオン	200以下	26.8	27.7	24.8				1回/月	不可	1回/月
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	48.0	—	52.8			●			
基41	蒸発残留物	500以下	122	—	126			●	1回/3月	1回/3年	1回/年
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	—	—			●			
基43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	—	—			●			
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	—	—			●			
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	—	—			●			
基46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	—	—			●	1回/3月	1回/3年	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.0	1.0	1.2						
基48	pH値	5.8-8.6	7.3	7.2	7.3						
基49	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし						
基50	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし				1回/月	不可	1回/月
基51	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	1未満						
基52	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満						

①原水の水質変化が大きくないと認められた場合は、以下の条件で検査回数を減らすことができます。

- (1) 過去3年間の検査結果が基準値の2/10以下の場合は、1年に1回以上に省略
- (2) 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略

②自動機器測定や日常点検によって連続的に監視、測定及び記録をしている場合は、年4回以上に検査回数を減らすことができます。

③過去の検査結果が基準値の1/2以下で、原水ならびに水源及びその周辺の状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかである場合は、①および②の条件にかかわらず、検査を省略することができますが、検査を省略した場合でも概ね3年に1回の水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認します(令和7年度実施、令和10年度実施予定)。

※基08 六価クロム化合物について、令和2年4月より基準値が0.05mg/lから0.02mg/lと改正されたため、省略せず年4回実施していましたが、令和6年度までの期間の最高値で基準値の1/10未満が続いたことから、令和8年度より3年に1回とします。

※基20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、第一配水場系は県水のための運用のため、年1回の検査となります。また、令和8年度の検査結果及び埼玉県による県水の検査結果が環境省令の規定する基準を下回った場合、令和9年度以降の検査頻度は、3年に1回となります。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 NO	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年)
毎1	色	異常なし	365
毎2	濁り	異常なし	365
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	365

第二配水場系

法令に基づく水質検査
水質検査表(1) 水質基準

...水道法に基づき、水質検査を省略できない項目

項目 NO	水質基準項目	基準値	R4	R5	R6	基準値との比較及び 検査頻度の減少理由			基本頻度	検査回数の減	検査頻度
		(mg/l)	最高値	最高値	最高値	①	②	③			
基01	一般細菌	100個/ml以下	0	0	8				1回/月	不可	1回/月
基02	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出						
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満						
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満						
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満					1回/3年	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基08	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満						
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.002					不可	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.2	1.95	2.1						
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.14	0.10	0.09						
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.10未満	0.07	0.10未満						
基14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満						
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満					1回/3年	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下	—	—	—				1回/3月		1回/3月
基21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基22	塩素酸	0.6以下	0.16	0.19	0.3						
基23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満						
基24	クロロホルム	0.06以下	0.018	0.032	0.03						
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.010	0.011	0.008						
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.007	0.008	0.01					不可	
基27	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基28	総トリハロメタン	0.1以下	0.035	0.057	0.59						
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.013	0.019	0.012						
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.011	0.017	0.019						
基31	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満						
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.004	0.01未満	0.01未満						
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01	0.02未満	0.02未満						
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満						
基36	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満					1回/3年	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	20.1	23.6	26.3						
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005	0.013	0.007						
基39	塩化物イオン	200以下	27.8	27.3	25.4				1回/月	不可	1回/月
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	78.0	82.0	82.0						
基41	蒸発残留物	500以下	182	189	189				1回/3月	1回/3年	1回/3月
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満						
基43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001	0.000002	0.000001未満					発生した場合 月1回	不可
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0.000003	0.000001未満						
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005	0.005	0.005				1回/3月	1回/3年	1回/3月
基46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満						
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.3	1.1	1.1						
基48	pH値	5.8-8.6	7.7	7.6	7.6						
基49	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし						
基50	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし				1回/月	不可	1回/月
基51	色度	5度以下	0.9	1.3	1.3						
基52	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満						

①原水の水質変化が大きくないと認められた場合は、以下の条件で検査回数を減らすことができます。

- (1) 過去3年間の検査結果が基準値の2/10以下の場合は、1年に1回以上に省略
- (2) 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略

②自動機器測定や日常点検によって連続的に監視、測定及び記録をしている場合は、年4回以上に検査回数を減らすことができます。

③過去の検査結果が基準値の1/2以下で、原水ならびに水源及びその周辺の状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかである場合は、①および②の条件にかかわらず、検査を省略することができますが、検査を省略した場合でも概ね3年に1回の水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認します。

※第二配水場では省略できる項目がありますが、自己水を使用しているため基本頻度及び年1回の検査を実施します。

※基20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)について、第二配水場系は県水のほか、自己水源を使用していることから、年4回の検査を実施します。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 NO	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年)
毎1	色	異常なし	365
毎2	濁り	異常なし	365
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	365

第三配水場系

法令に基づく水質検査
水質検査表(1) 水質基準

…水道法に基づき、水質検査を省略できない項目

項目 NO	水質基準項目	基準値 (mg/l)	R4	R5	R6	基準値との比較及び 検査頻度の減少理由			基本頻度	検査回数の減	検査頻度
			最高値	最高値	最高値	①	②	③			
基01	一般細菌	100個/ml以下	0	0	1				1回/月	不可	1回/月
基02	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出						
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	—	—			●			
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	—	—			●			
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基08	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満			●			
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	—	—	●					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満					不可	1回/3月
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.2	2.23	2.1						
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	—	—			●			
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.10未満	—	—			●			
基14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	—	—			●			
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	—	—			●			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	—	—			●			
基17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	—	—			●			
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	—	—			●			
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下	—	—	—			●			
基21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	—	—			●	1回/3月		1回/3年
基22	塩素酸	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満					不可	1回/3月
基23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満						
基24	クロロホルム	0.06以下	0.012	0.023	0.022						
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.008	0.009	0.0011						
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.007	0.005	0.005						
基27	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基28	総トリハロメタン	0.1以下	0.030	0.041	0.036						
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.009	0.014	0.013						
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.011	0.013	0.01						
基31	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満						
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.003	—	—			●			
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	—	—			●			
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	—	—			●			
基36	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	—	—			●			
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.4	—	—			●			
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満	—	—			●			
基39	塩化物イオン	200以下	27.3	27.0	24.7				1回/月	不可	1回/月
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	47.0	—	50.8			●			
基41	蒸発残留物	500以下	121	—	118			●	1回/3月	1回/3年	1回/年
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	—	—			●			
基43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	—	—			●			
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001	—	—			●	発生した場合 月1回	不可	1回/3年
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.003	—	—			●			
基46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	—	—			●	1回/3月	1回/3年	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.1	1.0	1.2						
基48	pH値	5.8-8.6	7.3	7.3	7.4						
基49	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし						
基50	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし				1回/月	不可	1回/月
基51	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	1未満						
基52	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満						

①原水の水質変化が大きくないと認められた場合は、以下の条件で検査回数を減らすことができます。

- (1) 過去3年間の検査結果が基準値の2/10以下の場合は、1年に1回以上に省略
- (2) 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略

②自動機器測定や日常点検によって連続的に監視、測定及び記録をしている場合は、年4回以上に検査回数を減らすことができます。

③過去の検査結果が基準値の1/2以下で、原水ならびに水源及びその周辺の状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかである場合は、①および②の条件にかかわらず、検査を省略することができますが、検査を省略した場合でも概ね3年に1回の水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認します(令和7年度実施、令和10年度実施予定)。

※基08 六価クロム化合物について、令和2年4月より基準値が0.05mg/lから0.02mg/lと改正されたため、省略せず年4回実施していましたが、令和6年度までの期間の最高値で基準値の1/10未満が続いたことから、令和8年度より3年に1回とします。

※基20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)について、第三配水場系は県水のための運用のため、年1回の検査となります。また、令和8年度の検査結果及び埼玉県による県水の水質検査結果が環境省令の規定する基準を下回った場合、令和9年度以降の検査頻度は、3年に1回に変更となります。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 NO	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年)
毎1	色	異常なし	365
毎2	濁り	異常なし	365
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	365